

なりたエコニュース

生ごみを減らそう

家庭から出る生ごみは約75パーセントが水分であるといわれています。

水分を多く含んだ生ごみは、重くなるばかりでなく、腐敗と悪臭の原因にもなります。毎日の心掛けで、少しずつ家庭から出る生ごみを減らすことができます。

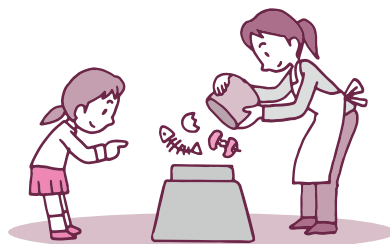
買い物は必要な分だけ

買い物をする前に冷蔵庫の中を確認して、必要な分だけ買うように心掛けましょう。料理をするときは、食材を無駄なく使い切るようにして、作り過ぎないように注意しましょう。

余った食材を料理で活用

いつも捨ててしまっているニンジンの皮、キャベツの外側、ネギの青い部分なども、栄養豊富で使い道のある食材です。また、残った料理も捨てずに活用しましょう。

消費者庁では、野菜を皮ごと使ったり、残った料理を活用したりする、食材を無駄にしないレシピをクックパッド(<https://cookpad.com/kitchen/10421939>)で紹介しています。



水切りは悪臭防止にも

生ごみはシンクの外に置くなど、水にぬらさないように注意しましょう。

ぬれた生ごみは、捨てる前にひと絞りしたり乾かしたりしてから出すことで、臭いが減り、軽くなります。

不要なCDなどがあれば、穴に生ごみネットを通し、シンクに押し付けて水が切れます。身近な物を活用しましょう。

生ごみはリサイクルして

ごみ減量器具を使用すると、生ごみを堆肥化して減量することができます。

市では、コンポスト容器や生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機の購入を希望する人に補助金を交付しています。交付を受けるには、購入前に申請が必要です。

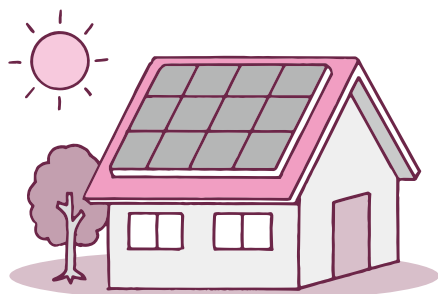
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

消費生活相談Q&A

太陽光発電 固定価格での買い取り期間が満了

Q わが家では、平成21年11月に始まった住宅用太陽光発電の「固定価格買取制度」を利用して、自宅で発電した電気の余剰分を電気事業者に売っています。先日、契約している事業者から、固定価格での買い取り期間が満了する旨の通知が届きました。今後、余った電気はどうすればよいでしょうか。

A 住宅用太陽光発電の「固定価格買取制度」を受けられる期間は10年間と決められています。適用を受けている場合、



満了の期日が近づくと契約している事業者から通知が届きます。

期間満了後は、自宅で発電した電気を電気自動車や蓄電池、エコキュートなどと組み合わせて自家消費を増やすか、電気事業者と新たな買い取り金額で契約を結ぶかを選択することになります。両方の内容をよく比較・検討してメリットのある活用方法を選びましょう。

各事業者の買い取りメニューは、電力以外のサービスがセットになっている場合がありますので、現在契約している業者を含めて複数の事業者を検討し、自分に合ったものを選ぶことが大切です。売電できる事業者については、資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の期間満了に関する情報サイト「どうする？ソーラー」(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after)で地域別に検索できます。

買い取り期間満了に伴い、契約変更や売電に関する勧誘が予想されます。内容がよく分からなかったり、不安に思ったりした場合は消費生活センター(☎23-1161)に相談してください。また、経済産業省を名乗る不審な電話が増えています。電力の買い取りに関して省庁から連絡することはありませんので、注意してください。

※くわしくは消費生活センターへ。

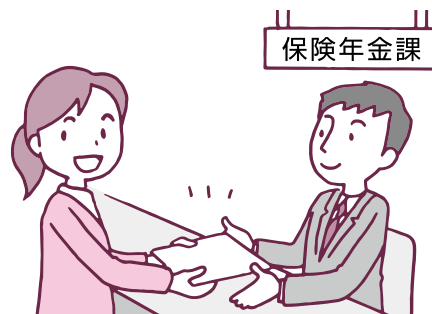
国民健康保険

加入・脱退の手続きを忘れずに

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険(国保)への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

また、就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受ける



と、後日その医療費を返還しなければなりません。加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。

こんなときは14日以内に届け出を

事由	届け出に必要な物 (住民票上で別世帯に属する人が手続きをする場合はほかに委任状が必要)	
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年所得の分かる物、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険をやめたとき	ほかの健康保険をやめた証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	子どもが生まれたとき	届け出人の本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
国保を脱退	外国人が加入するとき	在留カード、パスポート、マイナンバー確認書類*2
	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	ほかの健康保険に加入したとき	新たに加入した健康保険証、国保の保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	国保被保険者が死亡したとき	保険証*3
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護決定通知書、生活保護受給証明書、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、マイナンバー確認書類*2
	世帯が分離または合併したとき	保険証、本人確認書類*1、マイナンバー確認書類*2

*1 官公署が交付した、本人であることを確認できる写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

*2 マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など

*3 葬祭費の申請の際は、保険証、葬祭を行ったことが分かる物(会葬礼状や葬儀の領収書など)、喪主の印鑑、喪主の通帳、本人確認書類、マイナンバー確認書類が必要

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(老齢給付)」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する

「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)で行ってください。ただし、任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金や、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。